

国立大学法人大分大学

イコール・パートナーシップの推進及び
セクシュアル・ハラスメント等の防止・対策に関する規則

平成16年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)職員就業規則第35条の規定に基づき、法人及び法人が設置する大分大学(教育福祉科学部附属小学校, 附属中学校, 附属養護学校及び附属幼稚園を含む。以下「大学等」という。)(以下「法人及び大学等」を「法人等」という。)におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等の措置に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法人に、「国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進に関するガイドライン」に基づき、次の委員会等を置く。

- (1) イコール・パートナーシップ委員会(以下「委員会」という。)
- (2) 相談員
- (3) 調停委員会
- (4) 調査委員会

(定義)

第3条 この規程において、「セクシュアル・ハラスメント等」とは、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、差別や偏見、いじめ等による人権侵害をいう。

(構成員の権利)

第4条 法人等のすべての構成員(教職員については、常勤・非常勤を問わない。学生・生徒・児童・幼児については、大学院生・学部生・留学生・研究生・科目等履修生・公開講座の受講生など、大学等で教育を受ける関係にあるすべての者をさす。)は、ガイドラインに基づき、相談、通知の申し立て、調停の申し出、苦情申し立ての権利を有する。

2 離職した教職員、卒業・退学等で現在学籍のない者についても、法人等に在職中もしくは在学中に受けた被害について、前項の権利を有する。

3 通知の申し立て、調停の申し出、苦情申し立てを行おうとする者は、まず第3章に定める相談員に相談しなければならない。

第2章 イコール・パートナーシップ委員会

(委員会の任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 法人等における男女共同参画の推進に関すること。
 - (2) 人権擁護及び人権侵害の防止等の啓発及び研修に関すること。
 - (3) セクシュアル・ハラスメント等の防止及び対策に関すること。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題解決のための、通知措置及び調停・苦情申し立てに関すること。
 - (5) 相談員との連携に関すること。
 - (6) 法人等におけるセクシュアル・ハラスメント等に関する概要をまとめ、毎年度ごとに、公表すること。
 - (7) その他、セクシュアル・ハラスメント等の防止及び対策に関し必要な事項
- 2 委員会は、セクシュアル・ハラスメント等の救済・処分及び環境の改善のためにとるべき措置、その他個別の事案への対応策をまとめたときは、関係する学部及び部局に勧告するとともに、学長へ報告

するものとする。

(組織)

第6条 委員会は、学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 理事(総務担当)
 - (2) 理事(教育担当)
 - (3) 各学部教育研究評議会評議員各1人
 - (4) 保健管理センター所長
 - (5) 各学部の教員各2人(少なくともうち1人は女性とする。)
 - (6) 福祉社会科学部研究科(以下「研究科」という。)の教員及び研究科を担当する専任の教員のうちから1人
 - (7) 留学生センターの教員1人
 - (8) 医学部附属病院の看護師2人
 - (9) 王子キャンパスの教員2人(うち1人は女性とする。)
 - (10) 法律学及び心理学の担当教員各1人
 - (11) 事務系職員2人(うち1人は女性とする。)
- 2 前項第8号及び第11号の委員は、法人事業場別・部局別職員代表委員会の推薦によるものとする。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号に定める委員を除き、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、第5条第1項第1号に定める課題を遂行するために、必要な場合には専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

第3章 相談員

(相談員)

第9条 セクシュアル・ハラスメント等の相談に応じるために、相談員を置く。

- 2 相談員は、次に定めるところにより委員会が選考し、学長が任命する。
 - (1) 保健管理センターの構成員のうちから4人(旦野原キャンパス、挾間キャンパスから各2人。計4人のうち2人以上は女性とする。)
 - (2) 旦野原キャンパス、挾間キャンパスから教員各2人(計4人のうち2人以上は女性とする。)
 - (3) 王子キャンパスから教員1人
 - (4) 全学の事務系職員の中から4人(うち2人以上は女性とする。)
 - (5) 医学部附属病院の医療系職員の中から2人(うち1人は女性とする。)
 - (6) セクシュアル・ハラスメント等について専門的な知識を有する法人等の構成員以外の者 若干人(女性を含む。)
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどを各部局及び学内の掲示板に公示するものとする。
- 5 相談員は、委員会及び調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談の受付)

第10条 相談員への相談は、面談のほか別に設置する相談箱への投函、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

- 2 虚偽の申し立てがあった場合には、相談員はその旨を委員会に報告しなければならない。

(任務)

第11条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント等に関する相談
 - (2) 通知措置の申し立てに関する相談
 - (3) 調停又は苦情申し立ての前に行われる手続きに関する相談
- 2 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合、又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、保健管理センターに連絡すること。
- 3 相談員は、セクシュアル・ハラスメント等について相談があった事実、当事者の意向等について記録に残し、その概要を委員会に報告すること。
- 4 相談者が、通知措置・調停・苦情申し立て等を望む場合、その旨を速やかに委員会に報告すること。
- 5 相談員は、事態が重大で制裁や改善措置が必要であると認めた場合には、直ちに委員会にその旨を報告すること。
- 6 セクシュアル・ハラスメント等の防止・対策に関し、委員会と連携を図ること。

(遵守事項)

第12条 相談員は、任務を遂行するにあたり次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談にあたっては、相談者の同意を得た上で、複数の相談員で対応すること。その際に必ず相談者と同性の相談員が同席すること。
- (3) 法人等のシステムを十分に説明し、相談者が熟慮したうえで自ら解決方法を選択することができるよう支援すること。
- (4) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (5) 当事者に対する救済や対応策を講じるに際して、セクシュアル・ハラスメント等にあたる言動を行ってはならないこと。
- (6) 相談に係る記録の管理を厳重に行い、外部に流出しないよう細心の注意を払うこと。なお、記録にあたっては、当事者の氏名は匿名とすること。

第4章 調停委員会

(調停委員会の設置)

第13条 委員会は、セクシュアル・ハラスメント等に関して調停の申し出があったときは、すみやかに当該案件に係る調停委員会を設置しなければならない。

- 2 調停委員会は、委員会委員の中から委員長が指名する3人の委員(うち少なくとも1人は女性とする。)をもって構成する。
- 3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調停の手続き)

第14条 調停は、次の手続きに従って行う。

- (1) 調停委員会は、調停の申し出に応じて直ちに調停の日時及び場所を決め、申し出人及び相手方(以下「当事者」という。)に通知する。
 - (2) 当事者は、調停に際して付添人(法人等以外の者も可)を1人つけることができる。
- 2 委員会は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、相手方その他関係人に対して、調停の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

(調停進行上の注意義務)

第15条 調停委員会及び調停委員は、調停を進めるに当たっては、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調停委員会は、当事者がセクシュアル・ハラスメント等についての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努めるものとする。
- (2) 調停委員会は、調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を提示することができる。なお、この調停案の受諾については、当事者が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制して

はならない。

(3) 調停に当っては、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

(4) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申し立て人に負わせてはならない。

(調停委員の交替もしくは調停打ち切りの申し出)

第16条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、調停委員会に対して当該調停委員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の調停委員の交替の申し出があったとき、委員会は、直ちに委員の内から補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の終了)

第17条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

(1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。

(2) 当事者が、調停の途中で、又は前条第1項に規定する調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

2 前項第2号、第3号による調停の終了は、苦情申し立てを妨げない。この場合、調停委員会は、当事者に調停に替わる手続(苦情申し立てをするかどうかなど)を説明しなければならない。

3 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(法人としての措置)

第18条 当事者間で調停の合意の成立に際して、法人としてとるべき措置が必要な場合には、調停委員会委員長は、調停委員会の審議を経て、合意文書に記載する。

第5章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第19条 委員会は、次の各号に該当する場合に、セクシュアル・ハラスメント等の事実関係の調査にあたるため調査委員会を設置する。

(1) セクシュアル・ハラスメント等の苦情の申し立てがあったとき。

(2) 委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(任務)

第20条 調査委員会は、次のことを行う。

(1) セクシュアル・ハラスメント等の事実関係を2ヶ月以内に明らかにすること。ただし、2ヶ月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、相当期間延長することができる。

(2) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。

(3) その他、当該事件の事実関係を明らかにするために必要な事項

(構成)

第21条 調査委員会は、委員会が選考し学長が任命する次の委員をもって構成する。その際に、調査委員会には、女性委員が複数加わるよう配慮されなければならない。また、相談員に委員を兼務させてはならない。

(1) 委員会の委員の教員2人(ただし、原則として、加害行為が疑われている者の所属する学部・部局以外から選出するものとする。)

(2) 法律学及び心理学の担当教員から各1人

(3) 事務系職員2人(うち1人は女性とする。)

(4) 弁護士1人

2 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

3 委員は、複数の事件の委員会の委員を兼任することを妨げない。

(委員会)

第22条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
- 4 調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査にあたっての注意義務)

第23条 調査委員会及び調査委員は調査を進めるにあたって、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調査に際して、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- (2) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申し立て人に負わせてはならない。

(委員の交替もしくは調査の打ち切りの申し出)

第24条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申し立て人は調査委員会に対して当該委員の交替、又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の「委員の交替」の申し出があったとき、委員会は直ちに補充の委員を選考しなければならない。

(調査の終了)

第25条 調査は次の各号の場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
 - (2) 申し立て人が、調査の途中で、又は前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 2カ月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがないときには、委員会の議を経て、調査を終了させることができる。
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は直ちに委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

第6章 通知措置

(制度の趣旨)

第26条 セクシュアル・ハラスメント等の被害にあった者が、その被害の程度から、問題解決のために、調停や苦情申し立ての手続きをとるまでのことができない場合、もしくは、そこまでのことは望まない場合で、しかし、相手方に注意・警告はしてもらいたいときに、被害者からの申し立てにより、委員会はその旨を相手方に通知する。ただし、委員会は法人として何らかの措置が必要と判断したときには、原則として申し立て人の同意を得た上で、苦情申し立て手続きに移行することができる。

2 本章の通知措置は、法人規則上の処分として行うものではない。

(事情聴取)

第27条 通知の申し立てがあったとき、委員会は、事実関係の確認のために、すみやかに申し立て人及び必要な場合には関係者(加害行為が疑われている者を除く。)から事情を聴かなければならない。

(通知)

第28条 前条の事情聴取の結果、事実関係について相当程度の確認ができ、通知の必要があると判断した場合には、委員会は、申し立ての相手方に対し、注意・警告の通知を行う。

2 前項の通知は、相手方の所属する部局長及び当該部局から選出された委員会委員の立会いのもと、委員長より直接相手方に申し渡す。

第7章 守秘義務

(委員等の義務)

第29条 委員及び相談員は、任期中及び退任後においても任務において知りえた事項について他に

漏らしてはならない。

2 委員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

第8章 雑則

(事務)

第30条 委員会、調停委員会及び調査委員会の事務は、総務課で行う。

附 則(平成16年規程第40号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

大分大学におけるセクシュアルハラスメント防止に係るフローチャート

